

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：国際貿易環境の変化に対応した税関機能強化に係る
情報収集・確認調査（QCBS）

案件番号：19a00930

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年12月11日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年12月11日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：国際貿易環境の変化に対応した税関機能強化に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月 ～ 2020年11月

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 清水川 佳菜 Shimizukawa.Kana@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日／競争参加資格確認申請書の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年12月25日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり (prtm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年1月17日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りません。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイトに表示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：(暫定) 2020年2月5日(金) 15時00分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を 2020年2月14日(金)までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができなると機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協

力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案され

た計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景・経緯

税関近代化は、貿易円滑化を通じた地域の連結性向上、ビジネス環境整備のみならず、国境取締による国・地域の安定、税収確保を通じた財政の安定化をもたらし、国・地域の平和と安定、繁栄に貢献する。こうした取り組みは貿易と投資の促進、ビジネス環境の改善、治安維持対策の強化及び連結性の向上に寄与するものであり、SDGsゴール8（持続的・包括的な経済成長）を始め、様々な開発課題の解決に寄与する。

一方、各国税関による税関業務の遂行にあたっては、当該国の社会経済的背景を踏まえつつ、税収確保、国境取締、貿易円滑化という異なる政策目的の両立を図ることが求められる。特に途上国においては、自国のレベルに合わせた能力向上に取り組むと同時に、経済活動のグローバル化、及びそれに伴う国際的な枠組みに対応していく必要がある。また先進国も途上国の税関業務近代化に向けた支援を行う責務・必要があり、日本もその例外ではない。

2015年末のASEAN経済共同体発足等、域内連結性の強化に取り組み、成長著しく我が国貿易総額のうち約15%を占める東南アジアや、2019年にアフリカ大陸自由貿易圏（African Continental Free Trade Agreement : AfCFTA）が発効し、55カ国の国内総生産（GDP）が合計3兆ドル（約330兆円）以上に達し、人口増加が著しいアフリカ大陸においては、税関近代化や貿易円滑化に係る対応が今後の成長に直結すると考えられる。このため、JICAは両地域における税関近代化支援を長年実施してきており、東南アジアにおいては各国のニーズに応じ、日本税関と連携し、税関行政全般、リスクマネジメントや原産地規則等の各分野で様々な支援を実施しており、またベトナム、ミャンマーにおいては無償資金協力による税関システム整備も実施した。アフリカにおいては税関分野の単独支援のみならず、重点回廊における貿易円滑化を実施するため、ワンストップボーダーポスト（One Stop Border Post : OSBP）の運用強化支援や世界税関機構（World Customs Organization : WCO）と連携した税関職員的能力強化支援、水際対策の能力向上等を行っている。また、JICAはSDGs達成への貢献も見据え、これらの地域を対象とする税関支援を「関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化サブプログラム」（以下、「サブプログラム」）として戦略性を強化すべく、検討を進めている。

他方で、世界の潮流を見ると国際間電子商取引を始めとしたデジタルエコノミーへの対応や、グローバルサプライチェーンの発展、それに相反したテクノナショナリズムの台頭など様々な動きが生まれてきており、途上国においてもそうした課題への対応が求められている。例えば、今後各国での貿易量が増大するにつれ、より効率的に税関業務を行う必要が生じる一方で、Eコマースで取り扱われる商品に対する関税の考え方の整理やセキュリティ対策等といった新たな課題への対応を迫られることが予想される。またビジネスイノベーションが推奨される中、民間投資の促進のためには円滑な貿易環境の構築は不可欠であるとともに、治安維持対策への取り組みにも引き続き注意していく必要がある。このような動きに対し、JICAは時代背景に即し既存の支援内容のみにとどまらない事業展開を検討する必要がある。

このような背景を踏まえ、本調査は、今の国際貿易投資環境の変化を踏まえ、東南アジア及びアフリカ地域における今後の税関支援の方向性を検討した結果について、上記サブプログラムの支援方針に反映することを目的とする。

2. 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、①途上国の税関を取り巻く国際貿易環境の変化や国際場裏の議論について情報を収集・整理し、今後の支援の方向性を検討すること、②その結果を踏まえ、今後の税関支援（「関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化プログラム」と呼称）の戦略性を強化すべく、支援アプローチ（対象分野、留意事項等）やその妥当性・有効性の検証方法を提案することを目的とする。また、調査の進捗に応じて「6. 成果品」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、JICA（以下、発注者という）に対し説明・協議の上、提出するものとする。

(2) 概要

国内及び以下（3）対象地域における税関分野における情報の収集及び分析。

(3) 対象地域

以下の地域・国を現地調査候補国として想定している。¹

1) 東南アジア

日系企業の地域拠点及びメコン地域の結節点として重要な位置を占めるタイ、世界的に見ても貿易投資環境整備やデジタルエコノミー化が進んでいるシンガポール、ASEAN事務局が所在するインドネシア、アジア開発銀行が所在するフィリピンを現地調査候補国として想定。税関業務の基礎的な分野について課題を抱える国の状況と最先端の取り組みを行う国を検証対象とすることで、他国への今後の支援方針にも生かせる情報を収集する。

2) アフリカ

民間企業の投資量が多いケニア及び南アフリカ、African Union : AU事務局があり人口ボーナスの恩恵が大きいエチオピアでの情報収集を行う。

3) ベルギー

WCO本部からの情報収集を想定。

4) スイス

WTO本部からの情報収集を想定。

5) 米国

世界銀行からの情報収集を想定。

(4) 調査対象機関

現地調査対象国の税関当局および貿易政策所管省庁、現地に進出する本邦企業や関連団体、ASEAN事務局（本部はインドネシア）、アフリカ連合委員会（African Union Commission : AUC、本部はエチオピア）、アフリカ開発のための新パートナーシップ（African Union Development Agency : AUDA- New Partnership for Africa's Development : NEPAD、本部は南アフリカ）、WCO、WTO への訪問を行う。

4. 調査実施の留意事項

(1) JICAの税関支援の概要

¹ ただし、調査目的に照らし、現地調査での情報収集が有益と考えられる国が他にあればプロポーザルにて提案すること。

1) JICAはこれまで東南アジア、アフリカを中心に広く税関分野の支援を展開。大きく分けると、各地域における取組は以下のとおりとなる。（詳細は**配布資料参照のこと。**）

(a) 東南アジア

各国のニーズに応じ、税関行政全般の能力向上やリスクマネジメント、原産地規則、貿易円滑化協定（FTA）履行等の具体的課題への対応を支援してきている。日本税関の協力を得て、長期・短期専門家派遣や本邦研修により支援を実施している。また、ベトナム及びミャンマーでは、日本の「輸出入・港湾関連情報処理システム」（Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System : NACCS）の技術をベースとした通関システムの導入を無償資金協力で支援し、同システム導入や税関行政のグローバルスタンダード対応に係る制度整備や人材育成を技術協力プロジェクトで支援してきた。

(b) アフリカ

アフリカにおいてはこれまで重点回廊支援の一環として貿易円滑化を促進するため、税関近代化支援やOSBP支援（無償・有償資金協力及び技術協力）を行ってきた。回廊支援の位置づけという観点からも複数か国を対象とした取り組みが一般的であり、近年では税関職員のトレーナー育成をWCOと、OSBPの推進をAUDA-NEPADと連携して取り組むことで広域への協力を推進している。

(c) 他の地域

東南アジア・アフリカ以外の地域については、課題別研修「税関行政」により支援。

(2) 国際貿易環境の変化に対応した支援方向性の検討

1) JICAのこれまでの強みとして、関税局やWCOといった税関分野の専門組織との連携により、実務レベルの能力強化を技術協力で支援するとともに、必要に応じ資金協力も組み合わせた幅広い支援を展開してきている。

2) 他方、税関を取り巻く国際貿易環境は変化しており、Eコマースへの対応、ICTの活用、各国シングルウィンドウ化実現のニーズ、地域ごとの基準策定や原産地規則への対応等、新たな課題・要望が出てきている。例えば、「デジタルガバメントや、最新の技術をどのように税関分野に適用すべきかという問題」や、「今後FTA等の締結増加が予想される中では貿易量が増大するため、手続きをどう効率化すべきか」という問題など、当局側の業務改善・作業効率化を促すための技術の取り込みという側面、また「Eコマース、テロリスクへの対応といった多様化する貿易環境への適用」など、民間企業を始めとした外部要因への対応という側面が挙げられる。

3) これまではJICAスキームを用いて税関業務の効率化を促すため人材育成や制度整備等に比較的注力してきたが、上記のような国際貿易環境の変化、通商政策等の変化に対応した税関分野支援のあり方を再整理する必要性が生じている。また、上記のようなデジタル化への対応等、時代の要請に応じた支援戦略を提供していくためには、民間リソース・知見のさらなる活用についても検討が必要である。

4) こうした問題意識を踏まえ、本調査においては税関を取り巻く東南アジア、アフリカの現状を整理するとともに、WTOやWCO等の国際場裏での議論の動向も把握したうえで、それに対する対応策を今後検討するために必要な情報の収集、精査を行う。

(3) 「関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化サブプログラム」の戦略性強化

現在策定中の「関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化サブプログラム」（以下、

「サブプログラム」(案)では、これまでの支援実績を踏まえつつ、今後10年間(2030年をめど)にわたる長期的な視野で東南アジアやアフリカを中心とする税関分野の目指すべき方向やターゲットを整理し、その目標や枠組みを設定することを企図している。今後、上記(2)の情報収集・整理結果も踏まえ、今後の税関支援のあり方を改めて検討した上で、支援アプローチ(対象分野、**留意事項**等)の具体化、効果指標の設定を進めていく必要がある。具体的には、主に以下3点についての検証を行うこととする。

(a) 支援アプローチ

同サブプログラム案では以下の目標を設定しているが、上記(2)の情報収集及び方向性検討の結果も踏まえつつ、この目標に向け、東南アジア、アフリカそれぞれにおける地域的な特色(現状・課題等)、政策的見地、各国の置かれた環境や税関分野の進展度合いに照らしつつ、2030年を目途とする長期的な支援で発展段階に応じた実際の支援アプローチを具体化していく必要がある。その際には、各国の置かれた現状や課題を類型化しつつ、支援していくべき分野や留意事項、その順番を整理していくことに留意が必要である。

【目標(案)】

国際な手続き調和化に沿った国境における手続き(税関等)の効率化を通じ、貿易円滑化と国境管理強化の両立を図り、自由で開かれた貿易による地域の平和・安定、質の高い経済成長に資する。

(b) 効果指標

サブプログラムの戦略化を進めるにあたり、インプット・アウトプットだけでなく、アウトカムレベルで、同サブプログラム(税関支援)の妥当性・有効性を評価すべく、国別での経年変化や、複数国間での横断的な比較ができるような効果指標を設定する予定である。現時点では以下に例示するような効果指標を候補として想定しているが、上記プロセスで具体化する支援アプローチも踏まえ、これらを効果指標として設定するのが適切であるか、また、サブプログラム全体および国別にその効果指標の目標レベルをどのように設定すべきかを検討する必要がある。

【効果指標(案)】

- ・ 国際標準・協定の履行・適用の進展
- ・ 域内連結性(地域共同体のブループリント等)への対応
- ・ ビジネス環境にかかる税関分野評価改善(ヒアリング等)
- ・ 域内あるいは対象国境ポイントにおける通関所要時間の短縮
- ・ 対象国におけるLogistics Performance Index指標(世銀)の改善

なお、貿易円滑化に関する一般的な指標としては、上記のLogistics Performance Indexの他、世銀のDoing BusinessやOECDのTrade Facilitationに関する指標等がある。他方、こうした貿易円滑化関連指標は税関以外の要素も含む評価になっており、税関支援の妥当性・有効性等を評価するのに最適な指標とは言い難い。この他、WCOのガイドラインに沿って実施される各国のTime Release Surveyもあるが、これは国別の経年変化の把握にはある程度役立つものの、複数国間での横断的な比較には適していない。

さらに、今後、サブプログラムの妥当性・有効性を継続的にモニタリング・評価するためには、できる限り、東南アジア・アフリカのいずれの国でも比較的容易にデータを入手できるような情報であれば望ましい。

こういった観点も踏まえ、本調査では、上記(2)の情報収集及び(3)(a)の検討結果を踏まえ、効果指標案及び目標レベル設定方法を検討する。プロポーザルにおいても、①税関関連の取組みに関する一般的な指標としてどのようなものがあるか、②その上でJICAの税関支援の妥当性・有効性を測るという観点からは、特にどのような指標が有用と考えられるか、③さらに上記(2)の支援方向性検討において、他に考慮・追加すべき指標があり得るか、といった点も考慮のうえ、作成すること。

²

(c) 税関分野の課題診断マトリックス

本調査では、WCOやWTO等が定めるグローバルスタンダードへの対応状況や、各国の税関に係る現状・課題・ニーズを客観的かつ全体的に把握すべく、課題診断マトリックスを作成する。このマトリックスにより、支援対象国毎の現状・課題を整理することで、国毎の時系列での進展度合いを把握すると共に、横断的（横並び）視点での傾向を把握することで全体としての支援ニーズや方向性を検討する際に役立てることを意図している。本調査でのマトリックス作成後は、JICA及びJICA専門家・コンサルタントが継続的に更新・活用することを想定しているため、情報入手や分析・取りまとめが継続的に行えるようなものとする必要がある。³

(4) 税関以外の組織へのヒアリング

上述した(2)、(3)を検討するにあたり、税関を取り巻く環境を客観的に俯瞰すると共に、デジタルイノベーション等、最近の動向・潮流を把握するためには、税関以外の関連組織からも情報を得る必要がある。本調査においては、今後の税関分野の協力方針を検討していくにあたり、以下5. に記載する通り、当該途上国の貿易政策所管省庁やJETRO、民間企業等の意見を聞くことで、より多角的な情報を検討するための情報を得ることとする。

(5) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計10か国での現地調査実施を想定する。各訪問国は1回ずつ、複数機関からのヒアリングの対象国（タイ、シンガポール、ケニア、エチオピア、南アフリカ）については約1週間程度、国際機関との協議を想定する対象国については2日間程度の滞在を想定している。下記はあくまで例であり、訪問国、工程等はより適切な提案があればその理由を付してプロポーザルで示すこと。

東南アジア（タイ、シンガポール、インドネシア、フィリピン）

アフリカ（ケニア、エチオピア、南アフリカ）

ヨーロッパ（ベルギー、スイス）

米国（アメリカ合衆国）

5. 調査の内容

本調査は、約10カ月にわたって実施することとし、以下の業務内容を想定している。

² 効果指標及びその目標レベル設定の検討方針については、コンサルタント側からの具体的な提案をプロポーザルに記載すること。

³ プロポーザルにおいては、この課題診断マトリックスについてもどのような枠組み・整理方法が考えられるかを提案すること。

上述した「4. 調査実施の留意事項」に鑑み、以下のとおり調査を行う。尚、既存資料の確認等で済む工程は簡略化し、特に資料が不足している分野の情報収集を主な調査対象とする。

(1) 業務計画書の作成

プロポーザル及びその後の契約交渉にて確認をした内容を基に、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

(2) 日本における情報収集

日本における情報収集では、これまでのJICA支援実績に係る既存資料の確認や、日本税関およびJICA税関案件の関係者（専門家、コンサルタント等）へのヒアリングを通じ、これまでのJICA税関支援の長所や課題、各国税関の現状・課題、環境変化や、国際場裏での議論・潮流を把握し、ヒアリング項目の洗い出しを行う。また、JETROや現地に進出している本邦企業や物流業界へのヒアリングを通じ、東南アジア・アフリカの貿易円滑化に係る民間企業側の問題意識や今後の課題・ニーズについて情報収集を行う。その上で、国内調査結果及びそれを踏まえた現地調査計画をインセプション・レポートにまとめ、発注者に提出する。各実施項目の詳細は以下のとおり。

- 1) 過去10-15年程度のJICA実施税関関連案件、戦略等の情報分析（主にプログラム関連）
- 2) 我が国の貿易・物流関連政策や各種国際会議における貿易・通商・税関等にかかる論点等の情報整理・分析
- 3) 日本税関局へのヒアリング（JICA事業の評価、今後の関税局の方針確認等）
- 4) 東南アジア及びアフリカに派遣中のJICA長期専門家（タイ、マレーシア、フィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ケニア）、WCO内のJICAプロジェクト関係者、実施中プロジェクトのコンサルタントチームへのヒアリング（メール及びTV会議でのコミュニケーションを想定）
- 5) 東南アジア及びアフリカ進出中の本邦企業やJETROへのヒアリング（製造業、ICT関連企業、食品業、物流業等。貿易・投資を行う際、税関関連でどのような障壁があるかを確認する）。
- 6) サブプログラム効果指標案と課題診断マトリックス案の検討
- 7) 検証結果を踏まえ、インセプション・レポートの作成
- 8) 発注者とインセプション・レポートについて意見交換を行ったうえで最終化
- 9) 国際機関、対象国へのヒアリング項目の策定、事前送付

(3) 東南アジアにおける情報収集

インドネシアに所在するASEAN事務局を訪問し、域内連結性強化に向けたASEAN全体の方針・動向、各国の対応状況について情報収集を行う。

また、タイ及びシンガポールの税関当局、貿易政策所管省庁、現地進出日系企業、JETRO、JICA現地事務所を訪問し、域内連結性強化やグローバルサプライチェーンの中での優位性確保等の観点から、各国の貿易・関税政策や貿易円滑化に係る取組状況や、貿易円滑化に係る民間企業側の問題意識や今後の課題・ニーズについて情報収集

⁴ 受注者は、国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案する。

を行う。なお、タイやシンガポールに東南アジアにおける拠点機能を置く日系企業も多いため、当該国のみならず、域内各国の状況についても可能な限り情報を収集する。また、シンガポールはデジタルイノベーションの先進国であり、最近タイも同じくデジタルイノベーションに力を入れているところ、両国における税関・貿易円滑化関連のデジタルガバメント/デジタルエコノミーに係る最新の取り組み状況についても情報収集を行う。

各実施項目の詳細は以下のとおり。

1) ASEAN事務局、対象国税関当局、関連ドナーへのヒアリング（Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP、EPA/FTAへの取り組みと現状の課題、国内における税関業務課題（特に域内貿易に係る原産地証明、Authorized Economic Operator : AEO制度導入状況、通関電子化への取り組みなど））

2) 対象国税関当局へのヒアリング（最新の貿易、水際対策、歳入強化対策等の確認。また現状の課題の確認）

3) 対象国貿易政策所管省庁へのヒアリング（貿易投資促進への取り組みについてのヒアリング、税関分野運用における投資環境整備への期待と課題）

4) 対象国進出中本邦企業および商工会等へのヒアリング（特に貿易の観点から、何がボトルネックとなりえるか、現在の事業、及び将来域内の関税障壁が改善された場合の観点から意見を聞く）

5) 対象国JETRO事務所へのヒアリング

6) 対象国JICA事務所へのヒアリング

（4）アフリカにおける情報収集

アフリカはケニア、エチオピア、及びAUDA-NEPAD（南アフリカ）へ訪問する。特に税関の観点から、AfCFTAの機能化に向けた取り組み、今後のOSBPや回廊支援、貿易円滑化に向けた取り組み状況について確認を行う。各国でのヒアリングについては、当該国における取り組みのみならず、近隣諸国との貿易について課題は無いか、確認を行う。各実施項目の詳細は以下のとおり。

1) AU事務局、AUDA-NEPAD、対象国税関当局、関連ドナーへのヒアリング（地域統合プロセスの現状と課題、回廊開発の現状と課題、国内における税関業務課題、OSBPの有効性についての意見交換）

2) 対象国貿易政策所管省庁へのヒアリング
のヒアリング（投資促進への取り組みについてのヒアリング、税関分野運用における投資環境整備への期待と課題）

3) 対象国進出中本邦企業へのヒアリング（特に貿易の観点から、何がボトルネックとなりえるか、現在の事業、及び将来域内の関税障壁が改善された場合の観点から意見を聞く）

4) 対象国JETRO事務所へのヒアリング

5) 対象国JICA事務所へのヒアリング

（5）WCOへのヒアリング

WCOが掲げるSMART Borderの概念から、今後の税関分野における潮流や懸念点について確認を行う。特に貿易円滑化の観点のみならず、水際対策などの最新の動きも確認する。また、JICAが税関協力を検討する際の強みと弱み、WCOとしてJICAと連携する意義や今後の可能性について意見を聴取する。各実施項目の詳細は以下のとおり。

1) 今後の税関分野の課題とWCOの対応状況をヒアリング

2) JICA連携事業の評価、今後の展開等に関するヒアリング

(6) WTOへのヒアリング

FTAやTPPといった世界的な貿易の枠組みが実施される中、米中貿易摩擦やBREXITといった自由貿易の理念とは相いれない動きも発生している。こうした中でWTOがどのような見解を示しているか確認をすることで、発注者が今後同分野に取り組む際の参考とする。各実施項目の詳細は以下のとおり。

- 1) 今後の貿易円滑化実現に向けた課題とWTOの対応状況をヒアリング
- 2) JICA連携事業の評価、今後の展開等に関するヒアリング

(7) 世界銀行本部及びアジア開発銀行本部へのヒアリング

貿易円滑化・税関分野の現状及び時代の潮流を踏まえた今後の展望について、世界銀行及びアジア開発銀行から問題意識・状況認識や支援方針をヒアリングする。

- 1) 今後の世界銀行及びアジア開発銀行の貿易円滑化・税関分野に係る戦略をヒアリング（特にデジタルガバメントや最新技術への取り組みについてJICAはこれまで税関分野で取り組みが少ないため、ヒアリング対象に含めること）
- 2) 今後の同分野における課題と見解をヒアリング

(8) サブプログラムの戦略性強化に向けた検討

上記(1)から(6)の結果を踏まえ、現行のサブプログラム案のさらなる戦略性強化に向けた提言と、税関を取り巻く時代の潮流について確認をした結果を取りまとめる。各実施項目の詳細は以下のとおり。

- 1) 調査結果の取りまとめ
- 2) サブプログラムの戦略性強化に係る提言（支援戦略・アプローチ案や妥当性・留意事項・有効性検証方法等）
- 3) 税関分野の課題診断マトリックスの作成（マトリックスの枠組みを完成させる。また、今回の現地調査での情報収集及びインターネット等での情報収集に基づいて整理可能な部分の情報もインプットする。）
- 4) ドラフト・ファイナル・レポートの作成及び発注者への説明
- 5) ファイナル・レポートの作成

6. 報告書等

次の報告書・成果品を発注者に提出する。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、会議等に必要な部数は別途用意すること。最終成果品は、ファイナル・レポートとする。

ファイナル・レポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

① 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）

提出時期：契約締結後10日間以内

部数：和文5部（簡易製本）

提出方法：電子データ

② インセプション・レポート

記載事項：調査・検討の基本方針、方法、項目、作業計画、要員計画等

提出時期：2019年1月上旬

部数：英文10部

提出方法：電子データ

③ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査・検討項目を網羅した調査報告のドラフト

提出時期：2020年4月下旬

部数：英文10部、和文10部（簡易製本）

提出方法：電子データ

④ ファイナル・レポート

記載事項：調査・検討項目を網羅した調査報告の最終版（調査実施時に取得した資料も成果品に含む）

提出時期：2020年11月下旬

部数：英文5部、和文5部（製本）、英文CD-R 3枚、和文CD-R 3枚

なお、ファイナル・レポートの目次案は別紙を想定しているが、より適切な内容がある場合、プロポーザルで提案すること。

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICAと適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要
 - 1-2-1 調査の目的
 - 1-2-2 調査対象地域
- 1-3 調査団と調査工程
 - 1-3-1 調査団の構成
 - 1-3-2 調査スケジュール
- 1-4 調査結果の概略

第2章 税関を取り巻く国際貿易環境の変化

- 2-1 日本における現状と取り組み
- 2-2 東南アジアにおける現状と取り組み
- 2-3 アフリカにおける現状と取り組み
- 2-4 国際機関における現状と取り組み

補足：本項目では各地域（東南アジア・アフリカ）における税関を取り巻く国際貿易環境の変化や、その根拠となる国際的な枠組み・議論等を確認し、今後起こりうる取り組みについてまとめることとする。このため、各地域における税関当局の動きのみならず、貿易の主要アクターである民間企業を取り巻く動きもまとめることとする。また、日本における最新の取り組みや国際機関の取り組みを確認することで、今後、各地域に与える影響や将来の協力の予測等を行う。

第3章 効果指標及び課題診断マトリックスの検証

- 3-1 税関分野の国際潮流を踏まえた今後の課題の分析
 - 3-1 効果指標(案)
 - 3-1 課題診断マトリックス(案)

補足：上記第2章を踏まえ、今後の税関支援（「関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化プログラム」と呼称）の戦略性を強化すべく、支援アプローチ（対象分野、支援戦略等）やその妥当性・有効性の検証方法を提案するため、税関分野の課題分析を行う。また、今後の支援方針を検討するため、指示書記載の効果指標(案)や、課題診断マトリックス(案)を提案することとする。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：貿易円滑化／税関行政に係る類似業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／貿易円滑化

➤ 税関行政

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／貿易円滑化）】

a) 類似業務経験の分野：貿易円滑化に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 税関行政】

a) 類似業務経験の分野：税関行政に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全途上国

c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年2月～2020年11月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15.00 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者/貿易円滑化

② 税関行政/物流

③ 貿易投資

(3) 安全管理

以下の国については、各国の安全管理に従い行動を行うこと。

➤ エチオピア（原則、アジスアベバでの活動とする）

英文の要員計画表を提出する（氏名、日程、連絡先、宿泊先）

安全管理に係る事務所ブリーフィングを受ける。

➤ ケニア（ナイロビでの活動を中心とする。ナイロビ以外の地域は場所によってケニア事務所長承認となる）

到着後 JICA 事務所でセキュリティブリーフィングを受ける。初回渡航時は必須。

宿泊先は JICA ケニア事務所が許可した場所とする。

➤ 南アフリカ

宿泊先は JICA 南アフリカ事務所が許可した場所とする。

(4) 便宜供与

JICA の事務所が存在する国においては、必要に応じ関係機関との面談に係る設定支援を受けられるものとする。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技

術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

該当なし

(4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。

該当なし

(5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【タイ】

東京⇒バンコク（JL、NH、TG）

【シンガポール】

東京⇒シンガポール（JL、NH、SQ）

【インドネシア】

東京⇒ジャカルタ（JL、NH、GA）

東京⇒シンガポール⇒ジャカルタ（SQ）

【フィリピン】

東京⇒マニラ（JL、NH、PR）

【ケニア】

東京⇒ドバイ⇒ケニア（EK、JL）

東京⇒ドーハ⇒ケニア（QR）

【エチオピア】

東京⇒ドバイ⇒エチオピア（EK）

東京⇒エチオピア（ET）

東京⇒フランクフルト⇒エチオピア（LH）

【南アフリカ】

東京⇒香港⇒ヨハネスブルグ⇒南アフリカ（SA）

東京⇒シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒南アフリカ（SQ）

東京⇒ドバイ⇒南アフリカ（EK）

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- 「関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化」案
- JICAのこれまでの税関協力実績一覧

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領
別紙

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／貿易円滑化</u>	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(11.00)
ア) 類似業務の経験		4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
イ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>税関行政</u>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：1月27日（月） 14：30～15：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 204会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : ●●部●●課（●●チーム）の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-